

こうち男女共同参画センター喫茶コーナー運營業務委託仕様書

喫茶コーナーは、利用者に対し衛生的な食品を廉価で提供し、こうち男女共同参画センター(以下「センター」という。)の諸活動の助長に資するよう運営するものとし、別に指示するもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

1 メニュー及び価格を定めるにあたっては、公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団(以下「財団」という。)と協議し、必要と認める指示に従うこと。メニュー及び価格を変更する場合も同様とする。

2 食品等の材料は、可能な限り良質の地場産品を使用すること。

3 営業時間は、原則午前9時から午後4時の時間の範囲で、財団と協議して決定する。
営業時間を変更する場合は事前に財団と協議して決定すること。

4 休業日は、センターの休館日(毎月第2水曜日、祝祭日(ただし祝日が日曜日の場合は、翌月曜日(振替休日)、12月29日から1月3日)の他に、毎月3回までの定休日を財団と協議し決定する。
また、やむを得ず臨時休業をする場合は、あらかじめ財団の承認を得ること。

5 喫茶コーナーは、常に清潔に保ち、衛生管理に十分留意するとともに特に次の事項を遵守すること。

- ① 常に従業員の健康状態を把握するとともに、定期健康診断を実施すること。
- ② 従業員は常に清潔な服装を着用し、手洗いを励行すること。
- ③ 感染症予防対策を徹底すること。
- ④ 清掃は、1日1回以上実施すること。
- ⑤ 水回りの清掃は定期的に行い、排水に支障がないよう取り扱うこと。
- ⑥ 防虫、防鼠に対する措置を講ずること。
- ⑦ 従業員の氏名を遅滞なく届け出ること。

6 厨房の火気は、原則として備え付けのものを使用することとし、備え付け以外の機器を使用する場合は、あらかじめ財団の承認を得ること。

7 提供する食品等から発生する臭いについては、センター利用者の迷惑とならないよう、食材の選択、調理方法、換気方法等について配慮すること。

8 消耗品及び備品等の貸与等

- ① 別紙に記載する消耗品及び備品等は財団が無償で貸与する。ただし、委託期間終了又は業務の廃止時には、食器等を新調あるいは補充し、元の数に整え財団に返却するものとする。
- ② 備品・設備の修繕は、原則受託者の責任と負担で行うこと。
委託期間終了又は業務の廃止時には、原状回復して財団に返却するものとする。

9 施設使用料

電気、ガス、水道について、実費相当額を支払うこと(財団において、毎月検針し、請求する。)

10 食品等の残り及び調理屑等は、責任を持って処理すること。

11 食品衛生法その他の法令を遵守すること。

12 食品関係監督行政庁の指導、又は財団の指示事項について、誠実に履行すること。